

北海道告示第11582号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年12月8日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管分 その18)

| 補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨  | 補助対象者   | 補助対象経費   | 補助率等   | 交付申請書に添付すべき関係書類   | 実績報告書に添付すべき関係書類  | 交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先  | 補助金等の交付に関する権限の委任 | 摘要 |
|---|---|--|--|---|--|---|------------------|----|
| <p>1 医療施設等非常用自家発電設備及び給水設備整備事業<br/>災害により長期の停電又は断水が発生しても医療機関等の診療機能を維持するために必要な電気及び水を確保できるよう、非常用自家発電設備及び給水設備の整備強化等を図ることを目的とし、予算の範囲内で交付する。</p> | <p>非常用自家発電設備（病院の診療機能を3日程度維持するために必要な燃料の備蓄又は自然エネルギーの活用等による蓄電機能を有するものに限る。）又は給水設備（病院の診療機能を3日程度維持するために必要な水を確保する受水槽又は地下水利用のための設備）を整備する次</p> | <p>1 非常用自家発電設備整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費<br/>2 非常用自家発電設備の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費<br/>3 受水槽整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費<br/>4 給水設備整備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）に必要な工事費又は工</p> | <p>0.33<br/><br/>(寄附金その他の収入があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入の控除等を行う。)</p> | <p>保福第1の2号様式<br/>保福第1の16号様式<br/>保福第1の18号様式<br/>保福第1の20号様式<br/>保福第32号様式<br/>別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式<br/>保福第1の30号様式<br/>保福第1の31号様式<br/>保福第32号様式<br/>別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部<br/>提出期限 別に指示する日<br/>提出先 保健福祉部<br/>地域推進局<br/>医務薬務課</p> |                  |    |

の者とする。  
ただし、2  
及び3におい  
ては、水防法  
(昭和24年法  
律第193号)に  
基づき国土交  
通大臣、都道  
府県知事若し  
くは市町村長  
が公表する浸  
水想定区域(洪  
水・雨水出水  
・高潮)又は  
津波防災地域  
づくりに関す  
る法律(平成2  
3年法律第123  
号)に基づき  
都道府県知事  
が公示する津  
波災害警戒区  
域に所在し、  
地域の医療提  
供体制の確保  
の観点から当  
該区域から移  
転することが  
できない医療  
機関であるこ  
と。  
1 救命救急  
センター、  
へき地医療  
拠点病院、

事請負費  
ただし、次に掲  
げる費用につ  
いては、補助の  
対象外とする。  
(1) 土地の取得  
又は整地に要  
する費用  
(2) 門、柵、塀  
及び造園工事  
並びに通路敷  
設に要する費  
用  
(3) 設計その他  
工事に伴う事  
務に要する費  
用  
(4) 既存建物の  
買収に要する  
費用  
(5) その他の整  
備費として適  
当と認められ  
ない費用

へき地診療所（病床を有する診療所に限る。）、周産期母子医療センター、地域医療支援病院、特定機能病院の開設者とする。（地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）

2 国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所（病床を有する診療所

に限るものとする。)の開設者とする。

3 病院群輪

番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、在宅当番医制診療所、在宅当番医制歯科診療所、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、時間外診療実施診療所、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、在宅医療実施診療所、在宅医療実施歯科診療所、がん医療実施診療所、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、老人デイケ

|   |   |   |                               |  |  |                     |                                 |  |
|---|---|---|-------------------------------|--|--|---------------------|---------------------------------|--|
|   | ア施設、共同利用施設の開設者とする。（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除くものとし、診療所については、病床を有する診療所に限るものとする。） |   |                               |  |  |                     |                                 |  |
| 2 病院内保育施設<br>設備整備費補助金<br>医療関係従事者の<br>子育て支援、離職防<br>止及び再就業の促進 | 国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合、日本赤十字社、   | 病院内保育施設の新築・増改築及び改修（既存の病院内保育所の改修は除く。）に要す | 3分の1<br><br>（寄附金その他の収入があるときは、 | 保福第1の16号様式<br>保福第1の18号様式<br>保福第1の20号様式<br>保福第450号様式<br>その他別に指示する | 保福第1の30号様式<br>保福第1の31号様式<br>保福第450号様式<br>その他別に指示する<br>様式 | 提出部数<br>提出期限<br>提出先 | 1部<br>別に指示する日<br>保健福祉部<br>地域医療推 |  |

|  |   |  |  |  |   |  |  |  |
|--|---|--|--|--|---|--|--|--|
| <p>を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>  | <p>社会福祉法人、恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、社会福祉法人、一般社団法人又は一般財団法人等</p> | <p>る工事費又は工事請負費とする。ただし、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。</p> <p>(1) 土地の取得又は整地に要する費用</p> <p>(2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用</p> <p>(3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用</p> <p>(4) 既存建物の買収に要する費用</p> <p>(5) その他の整備費として適当と認められない費用</p> | <p>補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。) 様式</p>                              |  |   | <p>進局医務薬務課</p>   |  |  |
| <p>3 看護師勤務環境改善施設整備費補助金<br/>医療の高度化に対応可能なナースステーションの拡充、処理室及びカンファレンスルーム等の拡張や新設等看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりなど勤務環境改善整備をすることにより、看護職</p> | <p>医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出した診療所の開設者で、次に掲げる者</p>                       | <p>看護職員が働きやすく離職防止につながるナースステーション、処置室、カンファレンスルーム等の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費。ただし、次に掲げる費用を除く。</p> <p>(1) 土地の取得又</p>  | <p>3分の1<br/><br/>(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p> | <p>保福第1の16号様式<br/>保福第1の18号様式<br/>保福第1の20号様式<br/>保福第450号様式<br/>別に指示する様式</p> | <p>保福第1の30号様式<br/>保福第1の31号様式<br/>保福第450号様式<br/>別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部<br/>提出期限 別に指示する日<br/>提出先 保健福祉部<br/>地域医療推進局医務薬務課</p> |  |  |

|                                       |   |  |               |                   |                   |                |  |  |
|---------------------------------------|---|--|---------------|-------------------|-------------------|----------------|--|--|
| <p>員の離職防止を図ることを目的として、予算の範囲内で交付する。</p> | <p>(地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人を除く。)</p> <p>(1) 社会福祉法人<br/> (2) 健康保険組合及びその連合会<br/> (3) 国民健康保険組合及びその連合会<br/> (4) 学校法人及び準学校法人<br/> (5) 社団法人及び財団法人<br/> (6) 医療法人<br/> (7) その他知事が適当と認める者</p> | <p>は整地に要する費用</p> <p>(2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用</p> <p>(3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用</p> <p>(4) 既存建物の買収に要する費用</p> <p>(5) その他の整備費として適当と認められない費用</p> |               |                   |                   |                |  |  |
| <p>4 看護師宿舍施設整</p>                     | <p>医療法(昭</p>  | <p>看護職員が働き</p>   | <p>3分の1以内</p> | <p>保福第1の16号様式</p> | <p>保福第1の30号様式</p> | <p>提出部数 1部</p> |  |  |

|   |  |   |  |   |  |                     |   |  |
|---|--|---|--|---|--|---------------------|---|--|
| <p>備費補助金<br/>看護師宿舎の新築及び増改築等による個室化整備を行うことにより、看護職員の離職防止及び就業定着を図ることを目的として、予算の範囲内で交付する。</p> | <p>和23年法律第205号)第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出した診療所の開設者で、次に掲げる者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人を除く。)<br/>(1) 社会福祉法人<br/>(2) 健康保険組合及びその連合会<br/>(3) 国民健康保険組合及びその連合会<br/>(4) 学校法人</p> | <p>やすく離職防止につながる看護師宿舎の個室整備に伴う新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費。ただし、次に掲げる費用を除く。<br/>(1) 土地の取得又は整地に要する費用<br/>(2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用<br/>(3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用<br/>(4) 既存建物の買収に要する費用<br/>(5) その他の整備費として適当と認められない費用</p> | <p>(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p> | <p>保福第1の18号様式<br/>保福第1の20号様式<br/>保福第450号様式<br/>別に指示する様式</p> | <p>保福第1の31号様式<br/>保福第450号様式<br/>別に指示する様式</p> | <p>提出期限<br/>提出先</p> | <p>別に指示する日<br/>保健福祉部<br/>地域医療推進局医務薬務課</p> |  |
|---|--|---|--|---|--|---------------------|---|--|

|  |  |  |   |                                       |  |  |  |  |
|--|--|--|---|---------------------------------------|--|--|--|--|
|  | 及び進学校<br>法人<br>(5) 社団法人<br>及び財団法人<br>(6)医療法人<br>(7)その他知事<br>が適当と認<br>める者         |  |   |                                       |  |  |  |  |
| 5 地域薬剤師確保推<br>進事業<br>本道における地域<br>包括ケア体制の構築<br>を促進し、もって道<br>民の保健医療福祉の<br>向上に資するため、<br>未就業女性薬剤師等<br>の復職支援事業並び<br>に薬剤師バンクを活<br>用した就業あっせん<br>及び薬剤師派遣事業<br>に対し、予算の範囲<br>内で補助する。 | 一般社団法人<br>北海道薬剤師会  |  |   |                                       |  | 提出部数 1部<br>提出期限 別に指示す<br>る日<br>提出先 保健福祉部<br>地域医療推<br>進局医務薬<br>務課 |  |  |
| (1) 未就業女性薬剤<br>師等復職支援事業  |  |  |   |                                       |  |  |  |  |
| ア 未就業薬剤師<br>復職支援プログ<br>ラムの検討   | 未就業薬剤師の<br>復職支援プログラ<br>ムの検討に必要な<br>報償費、需用費（印<br>刷製本費、消耗品<br>費、会議費等）、<br>役務費（通信運搬 | 10分の10以内<br><br>（寄附金その<br>他の収入金が<br>あるときは、<br>補助金等の額<br>の算定に当た | 保福第1の2号様式<br>保福第1の16号様式<br>保福第1の18号様式<br>保福第1の20号様式<br>保福第1の32号様式<br>別に指示する様式 | 保福第1の2号様式<br>保福第1の30号様式<br>保福第1の31号様式 |  |  |  |  |

|                                  |  |   |   |   |                                       |  |  |  |
|----------------------------------|--|---|---|---|---------------------------------------|--|--|--|
|                                  |  | 費等)、使用料及び賃借料(会場借上費等)、旅費   | り、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)   |   |                                       |  |  |  |
| イ 復職支援プログラム実施医療機関及び薬局に対する実習経費の助成 |  | 復職支援プログラム実施医療機関及び薬局に対する助成金  | 10分の10以内<br>(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。) | 保福第1の2号様式<br>保福第1の16号様式<br>保福第1の18号様式<br>保福第1の20号様式<br>保福第1の32号様式<br>別に指示する様式 | 保福第1の2号様式<br>保福第1の30号様式<br>保福第1の31号様式 |  |  |  |
| ウ 復職支援セミナーの開催                    |  | 未就業薬剤師が復職するに当たって必要な知識・技術等を習得するための研修会の開催に必要な報償費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費等)、役務費(通信運搬費等)、使用料及び賃借料(会場借上費等)、旅費 | 10分の10以内<br>(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。) | 保福第1の2号様式<br>保福第1の16号様式<br>保福第1の18号様式<br>保福第1の20号様式<br>保福第1の32号様式<br>別に指示する様式 | 保福第1の2号様式<br>保福第1の30号様式<br>保福第1の31号様式 |  |  |  |
| エ 未就業薬剤師に対する就業促進及び復職支援事業の普及啓発    |  | 未就業薬剤師に対する就業促進及び復職支援事業の普及啓発に必要な   | 10分の10以内<br>(寄附金その他の収入金が  | 保福第1の2号様式<br>保福第1の16号様式<br>保福第1の18号様式<br>保福第1の20号様式                           | 保福第1の2号様式<br>保福第1の30号様式<br>保福第1の31号様式 |  |  |  |

|                                 |  |  |   |   |                                       |  |  |  |
|---------------------------------|--|--|---|---|---------------------------------------|--|--|--|
|                                 |  | 需用費（印刷製本費、消耗品費等）<br>役務費（通信運搬費等）、使用料（広告費）、委託料（上記経費に該当するもの。）                                   | あるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）                             | 保福第1の32号様式別に指示する様式  |                                       |  |  |  |
| (2) 薬剤師登録派遣事業                   |  |  |   |   |                                       |  |  |  |
| ア 薬剤師の求人・求職情報システム（北海道薬剤師バンク）の運営 |  | 薬剤師の求人・求職情報システムの運営に必要な需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費等）、役務費（通信運搬費等）、使用料（システム借上費等）、備品購入費、委託料（上記経費に該当するもの。） | 10分の10以内<br><br>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。） | 保福第1の2号様式<br>保福第1の16号様式<br>保福第1の18号様式<br>保福第1の20号様式<br>保福第1の32号様式<br>別に指示する様式 | 保福第1の2号様式<br>保福第1の30号様式<br>保福第1の31号様式 |  |  |  |
| イ 薬剤師バンク登録の促進（求人・求職情報登録の働きかけ）   |  | 薬剤師バンク登録の促進に必要な需用費（印刷製本費、消耗品費等）、役務費（通信運搬費等）  | 10分の10以内<br><br>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。） | 保福第1の2号様式<br>保福第1の16号様式<br>保福第1の18号様式<br>保福第1の20号様式<br>保福第1の32号様式<br>別に指示する様式 | 保福第1の2号様式<br>保福第1の30号様式<br>保福第1の31号様式 |  |  |  |

|   |   |  |   |   |   |  |  |  |
|---|---|--|---|---|---|--|--|--|
| ウ 薬剤師登録派遣コーディネーターの設置  |   | 薬剤師登録派遣コーディネーターの設置に必要な人件費、旅費   | 10分の10以内<br>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。） | 保福第1の2号様式<br>保福第1の16号様式<br>保福第1の18号様式<br>保福第1の20号様式<br>保福第1の32号様式<br>別に指示する様式 | 保福第1の2号様式<br>保福第1の30号様式<br>保福第1の31号様式             |  |  |  |
| エ 特に薬剤師の確保が困難な地域の医療機関及び薬局に対する薬剤師派遣（薬剤師派遣元医療機関及び薬局に対する派遣経費の助成）                           |   | 薬剤師派遣元医療機関及び薬局に対する助成金  | 10分の10以内<br>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。） | 保福第1の2号様式<br>保福第1の16号様式<br>保福第1の18号様式<br>保福第1の20号様式<br>保福第1の32号様式<br>別に指示する様式 | 保福第1の2号様式<br>保福第1の30号様式<br>保福第1の31号様式             |  |  |  |
| 6 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業<br>病院、有床診療所及び入所施設を有する助産所（以下「有床診療所等」という。）において、防火設備を整備することにより、医療機関 | 市町村等（地方独立行政法人及び地方公共団体の組合を含む。）、医療法人、社会福祉法人、その他知事が適当と認める者 | 平成26年10月に公布された消防法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第333号）等により新たにスプリンクラー設備等を整備する義務の生じた施設、若しくは設置する義 | スプリンクラー整備については、2分の1以内<br>自動火災報知設備整備については、10分の10（定額）<br>（寄附金その     | 保福第1の2号様式<br>保福第1の16号様式<br>保福第1の18号様式<br>保福第1の20号様式<br>保福第467号様式<br>別に指示する様式  | 保福第1の30号様式<br>保福第1の31号様式<br>保福第467号様式<br>別に指示する様式 | 提出部数 1部<br>提出期限 別に指示する日<br>提出先 保健福祉部<br>地域医療推進局医務薬務課 |  |  |

の防火体制の充実及び強化を図ることを目的として、予算の範囲内において補助する。

務は生じていないが、防災対策のために自主的に整備を実施する施設が設備を整備するために必要な次に掲げる経費

(1) スプリンクラー  
(パッケージ型自動消火設備及び消防法施行例第32条の規定によりスプリンクラー設備の代替設備を含む。)整備のために必要な工事費又は工事請負費

(2) 自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費  
ただし、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に

他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)

|   |   |  |  |   |   |   |  |  |
|---|---|--|--|---|---|---|--|--|
|   |   | <p>要する費用</p> <p>(4) 既存建物の買収に要する費用</p> <p>(5) その他の整備費として適当と認められない費用</p>   |  |   |   |   |  |  |
| <p>7 薬局継続再開支援事業</p> <p>新型コロナウイルス感染症により休業を余儀なくされた薬局に対して、継続・再開の支援を行うことにより、地域において必要な調剤等の機能を維持することを目的として、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>新型コロナウイルス感染症により休業を余儀なくされた薬局（中学校区に1件のみ所在するものに限る。）</p> | <p>事業を実施するために必要な次に掲げる経費</p> <p>(1) HEPA フィルター付空気清浄機購入費<br/>備品購入費</p> <p>(2) HEPA フィルター付パーテーション購入費<br/>備品購入費</p> <p>(3) 消毒経費<br/>需用費（消耗品費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p> | <p>2分の1以内</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p> | <p>保福第1の2号様式<br/>保福第1の16号様式<br/>保福第1の18号様式<br/>保福第1の20号様式<br/>保福第1の32号様式<br/>別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式<br/>保福第1の30号様式<br/>保福第1の31号様式<br/>別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 保健福祉部<br/>地域医療推進局医務薬務課</p>    |  |  |
| <p>8 がん検診従事者資質向上事業</p> <p>がん検診に携わる医師に対する研修を実施し必要な技能の習得を図り、がんの早期発見・早期治療の推進に資することを目的として、予算の範囲内において補</p>                 | <p>一般社団法人北海道医師会</p>                                     | <p>がん検診に従事する医師の資質向上のための研修を行う経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの（報償費、旅費、需用費（食糧費を除く）、役務費、使用料及び賃借料に</p>   | <p>2分の1以内</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等</p>      | <p>保福第1の16号様式<br/>保福第1の18号様式<br/>保福第1の20号様式<br/>保福第1の32号様式<br/>別に指示する様式</p>               | <p>保福第1の30号様式<br/>保福第1の31号様式<br/>別に指示する様式</p>               | <p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 保健福祉部<br/>健康安全局<br/>地域保健課</p> |  |  |

|   |  |   |   |   |  |   |                     |  |
|---|--|---|---|---|--|---|---------------------|--|
| 助する。  |  | 限る。)  | を行う。)   |   |  |   |                     |  |
| <p>9 在宅歯科医療連携室整備事業<br/>在宅歯科医療の促進とその円滑な運営に向けた基盤整備を図ることを目的として、予算の範囲内において交付する。</p>   | <p>一般社団法人北海道歯科医師会</p>  | <p>在宅歯科医療の推進に資する在宅歯科医療連携室の運営（研修事業含む。）に必要な次に掲げる経費<br/>給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（会食に要する経費を除く。）、役員費、使用料及び賃借料</p>                      | <p>10分の10以内<br/>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の算定の額の算出に当たり、当該寄附金その他の収入の控除等を行う。）</p> | <p>保福第1の16号様式<br/>保福第1の18号様式<br/>保福第1の20号様式<br/>保福第1の32号様式<br/>別に指示する様式</p>   | <p>保福第1の31号様式<br/>別に指示する様式</p>   | <p>提出部数 1部<br/>提出期限 別に指示する日<br/>提出先 保健福祉部<br/>健康安全局<br/>地域保健課</p>         |                     |  |
| <p>10 感染症指定医療機関運営費補助金<br/>感染症指定医療機関運営費補助金は、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関（医療法第7条第2項に掲げる感染症病床を有する病院に限る。）（以下「感染症指定医療機関」という。）の運営に要する費用に対し補助することにより、感染症のまん延の防止を図り、もって、公衆衛生の向上に寄与することを目的とし</p> | <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第2項の規定により知事が指定した感染症指定医療機関の設置者</p> | <p>感染症指定医療機関の運営に必要な経費（需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、修繕費等）、役員費（通信運搬費、手数料、保険料等）、委託料、使用料及び賃借料、材料費、備品購入費（単価50万円（民間団体にあっては30万円）未満の備品に限る。))</p> | <p>10分の10以内<br/>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>    | <p>保福第1の18号様式<br/>保福第1の20号様式<br/>保福第1の32号様式<br/>（申請者が市町村である場合を除く。）<br/>保福第168号様式<br/>保福第169号様式<br/>保福第170号様式<br/>別に指示する様式</p> | <p>保福第1の18号様式<br/>保福第1の31号様式<br/>保福第168号様式<br/>保福第169号様式<br/>保福第170号様式</p> | <p>提出部数 1部<br/>提出期限 別に指示する日<br/>提出先 総合振興局<br/>又は振興局の保健環境部保健行政室又は地域保健室</p> | <p>総合振興局長及び振興局長</p> |  |

|  |            |  |  |   |   |  |  |  |
|--|------------|--|--|---|---|--|--|--|
| <p>て、予算の範囲内において補助する。</p>   |            |  |  |   |   |  |  |  |
| <p>11 不妊治療費等助成事業<br/>医療保険対象外の先進医療として実施される治療に要した費用の一部を助成し、患者の経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>市町村</p> | <p>左記の自治体が助成する次の経費<br/>1 治療費<br/>事業の対象となる者が、医療機関において検査・治療を受けたときに要した治療費。<br/>2 交通費<br/>(1) 事業の対象となる者が、医療機関において検査・治療を受けたときに要した交通費。<br/>(2) 離島に在住する事業の対象となる者が、島外の医療機関において検査・治療を受けたときに要したフェリー代。<br/>3 宿泊費<br/>離島に在住する事業の対象となる者が、島外の医療機関において検査・治療を受けたときに要した宿泊費。</p> | <p>2分の1以内<br/>(寄附金その他の収入金があるときは、補助金の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p> | <p>保福第1の2号様式<br/>保福第1の16号様式<br/>保福第1の18号様式<br/>保福第1の20号様式<br/>保福第1の32号様式<br/>別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式<br/>保福第1の30号様式<br/>保福第1の31号様式<br/>別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部<br/>提出期限 別に指示する日<br/>提出先 保健福祉部<br/>子ども政策局子ども政策企画課</p> |  |  |